

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年5月9日 10時50分ごろ
発生場所	香川県丸亀市牛島 ^{うし} 北東方沖 牛島灯標から真方位061°1.2海里（M）付近 （概位 北緯34°22.6′ 東経133°48.0′）
事故の概要	遊漁船 ^{はら} 原丸は、漂泊中、また、プレジャーボートセーフティイーグル は、北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年5月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 原丸、2.6トン OY3-24617（漁船登録番号） 個人所有 第271-38765号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート セーフティイーグル、5トン未満（長さ 7.68m） 271-31405岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 船尾部外板に擦過傷、船尾部の手すりに曲損 B 船首部に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 約0.8ノット（kn）の西南西流
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、釣り場を移動しながら遊漁を行い、牛島北東方沖に至り、エンジンを停止して船首を北方に向け漂泊し、遊漁を続けた。 船長Aは、右舷船尾部で右舷方を向いて、座って釣りをしていたところ、釣り客から接近する船がいることを知らされ、左舷船尾方に目前に迫ったB船を認め、大声で叫んだが、A船の船尾部とB船の船首部とが衝突した。 船長A及び左舷船尾部にいた釣り客1人は、衝突の衝撃で落水したが、他の釣り客に救助された。 船長Aは、右腕に打撲傷を負った。 船長Aは、ふだん、航行する他船が漂泊中のA船を避けていたの で、本事故時も航行する他船がA船を避けてくれると思い、釣りに意識を向けていた。

	船長A及び釣り客全員は、救命胴衣を着用していた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、牛島南西端沖での釣りを終え、岡山県倉敷市大畠漁港に向けて、帰航を開始した。 船長Bは、牛島南東端沖で、香川県坂出市与島北西端に向けて左転し、約12knの対地速力で手動操舵により北東進中、船首方約1.3Mに漂泊中のA船を認めた。 船長Bは、北東進を続けていたところ、船尾甲板に置いていた錨が、スパンカー^{*1}の支柱と接触して大きな音が鳴り始めたことが気になり、周囲を目視で確認し、航路を航行する大型船を見掛けず、すぐに作業を終えることができると思い、舵輪から手を離し、操縦席を離れ、船尾甲板で後方を向いて、錨の整理作業を始めた。 船長Bは、錨の整理作業を行っていたところ、衝撃を感じて転倒し、B船とA船とが衝突したことに気付いた。 船長Bは、航路を航行する大型船の有無を確認しているうちに、A船の存在を失念していたと本事故後に思った。 船長Bは、本事故の発生を118番通報した。 B船は、レーダーを搭載していなかった。 船長Bは、救命胴衣を着用していた。
分析	A船は、漂泊中、船長Aが、航行する他船が漂泊中のA船を避けてくれると思い、釣りに意識を向けて漂泊を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、北東進中、船長Bが、前路で漂泊中のA船の存在を失念し、船尾甲板で後方を向いて錨の整理作業を行いながら航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、すぐに作業を終えることができたことから、操縦席を離れ、船尾甲板で後方を向いて錨の整理作業を行ったものと考えられる。
原因	本事故は、A船が漂泊中、B船が北東進中、船長Aが、航行する他船が漂泊中のA船を避けてくれると思い、釣りに意識を向けて漂泊を続け、また、船長Bが、前路で漂泊中のA船の存在を失念し、船尾甲板で後方を向いて錨の整理作業を行いながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、漂泊して釣りをを行う際、釣りに意識を向け過ぎず、また、他船が避けてくれるなど予断を持たず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船長は、航行中、常に目視で周囲の状況を確認するなど、見張り

^{*1} 「スパンカー」とは、漂泊中などに船首を風上に向け、横揺れを低減するために船尾部に張る帆のことをいう。

	を適切に行うこと。また、やむを得ず作業をする必要がある場合、停船して行うこと。
--	---